

岩手県立千厩病院 受水槽定水位弁漏水修理仕様書

1 作業目的

千厩病院の受水槽定水位弁周辺の配管が経年劣化により腐食し漏水していることから腐食した配管と定水位弁の交換により修理を行うもの。この修理には受水槽脇の主水バルブ2か所の操作により2槽の給水を止める必要があるが、経年劣化により故障しており操作できないため交換修理が必要である。また、漏水により定水位弁までの配管にかけて保温材が濡れていて冬期の凍結に繋がること、サーモスタッド付凍結防止ヒーターが故障していることから併せて交換を要するものである。

2 作業内容

- (1) 令和7年9月30日までに修理作業を終わらせること。

なお、当該修繕の実施については次のとおり行うこと。

一関市東部上下水道部が設置している計量器メーター周辺で止水し、主水バルブ交換を行うこと。行政機関との連絡を密に行い、予め了解を得ること。

定水位弁周辺の劣化した配管に併せてパイロット用バルブ（3個）も交換すること。また、配管接続の際は、電腐が起こりにくくなるよう対策を講じること。

定水位弁交換を実施する際に受水槽から高架水槽に揚水する操作を行い、できるだけ全館断水にならないよう配慮すること。

高架水槽への揚水を止める時間を可能な限り短くすること。

ボールタップの交換に併せて水位の調整を行い、受水槽内の2槽間の水位ができるだけ同じ高さになるようにすること。

- (2) 受水槽修理作業に必要な機器等については、別紙修理内訳書に示す物品を用意し、当該内訳書に定めがないものの、修理作業に必要な機器類については、受注者の負担により物品を用意すること。
- (3) 修理作業日時については、あらかじめ岩手県立千厩病院と相談すること。
- (4) 修理中に予期せぬ問題が発生し病院運営に著しい支障をきたすと考えられる場合には速やかに千厩病院、及び発注者に報告し解消に努めること。

3 その他

修理の実施に伴い、生じた疑義については発注者、受注者協議のうえ、修理を確実に履行すること。